

千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市における高齢者施設（以下「施設」という。）が大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、千葉県介護施設等整備事業補助金交付金実施要綱（以下「県要綱」という。）第4に規定する介護施設等の施設開設準備経費等支援事業のうち、区分「介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業」の交付の対象となる事業とし、別表1の第1欄に定める施設等が別表2に該当する大規模修繕を実施する際に導入する介護ロボット・ICT導入経費等のうち市長が認めたものとする。

2 補助事業の対象となる介護ロボット導入経費は次の各号をすべて満たすものをいう。

(1) 日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

(2) 次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

ア センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行うロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

イ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成25年度～平成29年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成30年度～令和2年度）、ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）（令和3年度～）において採択された介護ロボット「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）

(3) 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

(4) 導入時期は、基本的に大規模修繕の契約日以降6カ月の期間内であること。

3 前項で対象となる見守りの場面において使用される介護ロボット（以下「見守り機器」という。）を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費について、次を補助事業の対象とする。

(1) Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費

配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など。

(2) 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi 非対応型のインカムを含む。）

(3) 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費

（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラ

ブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)

※ 既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。

※ 介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

4 補助事業の対象となるICT導入経費は、(1)～(5)のいずれかに該当し、(6)～(9)の要件をすべて満たすものをいう。

(1) 介護ソフト

次のア及びイのいずれにも該当するものであること。

ア 介護事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務(事業所内外の情報連携含む。)、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること(転記等の業務が発生しないこと)。

また、介護ソフトを新たに導入する際の費用に加え、既に使用している介護ソフトの転記不要とするための改修、ケアプラン標準仕様や令和3年10月20日付事務連絡「科学的介護情報システム(LIFE)と介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様について(その3)」(以下、「LIFE 標準仕様」という。)に対応するための改修、及び複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一气通貫とする(転記等の業務が発生しなくなる)ための改修に要する費用についても対象とする。

イ 日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること(有償・無償を問わない)。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

(2) 情報端末

タブレット端末等、専ら介護ソフトを使用するための端末であって、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものであること。

(3) 通信環境機器等

同項第1号または第2号を利用するにあたり必要なWi-FiルーターなどWi-Fi環境を整備するために必要な機器。

(4) 保守経費等

クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費など。(ただし、当該年度分に限る。)

(5) その他

バックオフィス業務(業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務)のためのソフトの導入に係る経費(ただし、当該年度の補助による場合を含め、一气通貫(転記等の業務が発生しないこと)の環境が実現できている場合に限る。)

(6) 本事業においてICT導入を行う事業者は、導入する意義・目的、導入する機器等、期待される効果、LIFE の利用申請の有無、データ連携の有無(有(予定を含む)の場合は、具体的なデータ連携の内容、連携先、連携方法、文書量を半減させる計画の有無

等)を盛り込んだICT導入計画を作成するものとする。

(7)個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じているものであること。また、「科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence; LIFE (ライフ))」による情報収集に協力すること。

(8)タブレット端末等を導入する際にあつては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること(補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示(シール等による貼付)を行うなど事業所において工夫すること)。

(9)導入時期は、基本的に大規模修繕の契約日以降6カ月の期間内であること。

5 前各項のほか、「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」(令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長連名通知、令和4年6月17日最終改正)の別紙1及び別紙2の要件等を準用することとする。

(補助金の算定)

第3条 補助事業の補助額については、別表1の第1欄に定める施設等の区分毎に、第2欄に定める交付基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)補助事業の内容のうち、次の事項を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、補助事業者はあらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業に要する経費の配分

イ 補助事業の内容

(2)補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4)前号による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、市長は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

(5)補助事業者が、前号の命令に違反したときは、市長は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

(6)補助事業者は補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終

了後10年間保管しておくこと。

(7) 事業を行うために締結するいかなる契約についても、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取り扱いに準拠すること。

(8) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(9) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(10) 補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、市長は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

(11) 補助事業者は、事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(12) 市長は、補助事業者が次のアからウまでのいずれか一に該当した時は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(13) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、補助事業者は、仕入控除税額報告書（様式第11号）により速やかに市長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(14) その他市長が必要と認める事項

(15) 補助事業者が(1)から(14)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(交付変更申請等)

第7条 補助事業者は、第5条第1号の規定による承認を受け、補助金の交付変更申請をしようとするときは、千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援補助金交付変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付変更の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の交付変更を決定し、千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援補助金交付変更決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

3 補助事業者は、第5条第2号の規定による承認を受けようとするときは、中止又は廃止の承認を受けねばならないことが判明してから、2週間以内に、千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、規則第12条の規定による報告をしようとするときは、補助事業が完了してから30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。また、介護ロボットの使用状況については、導入後3年間、ICTの使用状況については、導入翌年度まで毎年報告しなければならない。

（額の確定通知）

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援補助金額確定通知書（様式第7号）によるものとする。

（交付の請求）

第10条 補助事業者は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第11条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援補助金交付決定取消通知書（様式第9号）によるものとする。

（返還命令）

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援補助金返還命令書（様式第10号）によるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援補助金の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表 1

1 施設等の区分	2 交付基礎単価	3 単位	4 対象経費	
定員 30 名以上の広域型施設				
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	458 千円の範囲で市長が定める額	定員数 ※介護付きホームにあっては、100 名を上限とする。	第 2 条各項のとおり	
・介護老人保健施設				
・介護医療院				
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
・養護老人ホーム				
・介護付きホーム				
定員 29 名以下の地域密着型施設等				
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	458 千円の範囲で市長が定める額	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。		
・介護老人保健施設				
・介護医療院				
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
・認知症高齢者グループホーム				
・小規模多機能型居宅介護事業所				
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
・介護付きホーム				
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,630 千円の範囲で市長が定める額	施設数		
・都市型軽費老人ホーム	229 千円の範囲で市長が定める額	定員数		
・養護老人ホーム				
・施設内保育施設	2,290 千円の範囲で市長が定める額	施設数		

別表 2

整備区分	整備内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事

様式第1号

年 月 日

(あて先)
千葉市長

申請者

住所

法人名

代表者職氏名

印

千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT 導入支援補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり提出します。

記

1 申請額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 積算調書 (別紙1)
- (2) 導入計画 (別紙2)
- (3) 積算内訳 (別紙3)
- (4) 本事業に関する収入支出予算 (見込) 書抄本
- (5) その他参考となる資料

住 所
法 人 名
代表者職氏名

千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援補助金について、次のとおり交付決定しましたので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

千葉市長



- 1 交付の可否 可 ・ 不可
- 2 交付申請額 _____ 円
- 3 補助金の交付決定額 _____ 円
- 4 交 付 条 件

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号

年 月 日

(あて先)
千葉市長

申請者
住所
法人名
代表者職氏名 印

千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT 導入支援補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた標記の補助金
について、下記のとおり交付変更を申請します。

記

1 申請額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 積算調書 (別紙1)
- (2) 導入計画 (別紙2)
- (3) 積算内訳 (別紙3)
- (4) 本事業に関する収入支出予算 (見込) 書抄本
- (5) その他参考となる資料

千葉市指令 第 号
年 月 日

住 所
法 人 名
代表者職氏名

千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで交付変更申請のありました千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援補助金について、次のとおり変更決定しましたので、千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

千葉市長



- | | | | |
|---|-------------|-------|---|
| 1 | 変更前補助金交付決定額 | _____ | 円 |
| 2 | 変更後補助金交付決定額 | _____ | 円 |
| 3 | 差 引 額 | _____ | 円 |
| 4 | 交 付 条 件 | | |

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第5号

年 月 日

(あて先)
千葉市長

申請者
住所
法人名
代表者職氏名 印

千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT 導入支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付千葉市指令 第 号で交付決定があった 千葉市
大規模修繕時介護ロボット・ICT 導入支援事業を次のとおり中止（廃止）したいので、承認されたく次のとおり申請します。

記

1 既交付額 _____ 円

2 中止（廃止）理由

3 中止（廃止）予定年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

4 添付書類 (1) 補助事業の経過及び成果を証する書類
(2) その他

様式第6号

年 月 日

(あて先)
千葉市長

申請者
住所
法人名
代表者職氏名 印

千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記の補助金
について、下記のとおり報告します。

記

1 要交付額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 実績調書 (別紙1)
- (2) 支出内訳 (別紙2)
- (3) 介護ロボット使用状況報告書 (別紙3) もしくはICT導入支援事業導入実績報告書 (別紙4)
- (4) 本事業に関する収入支出決算 (見込) 書抄本
- (5) 補助事業に係る契約書の写し又は契約の有無が確認できる書類 (発注書) 等の写し
- (6) 補助事業に係る領収書の写し又は領収が確認できる振込書類の写し
- (7) 導入した機器の写真 (機器に個別に振られた番号等が明瞭に写っていること)
- (8) その他参考となる資料

様式第7号

千葉市達 第 号
年 月 日

住 所
法 人 名
代表者職氏名

千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援補助金額確定通知書

年 月 日付け千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援補助事業実績報告書により、次のとおり千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援補助金額を確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助金の確定額	円
備 考	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第8号

年 月 日

(あて先)
千葉市長

申請者
住所
法人名
代表者職氏名 印

千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT 導入支援補助金交付請求書

年 月 日付千葉市達 第 号千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT 導入支援補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

記

交 付 請 求 額	円
-----------	---

様

千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

千葉市長



補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 消 の 理 由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉市大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第 項の規定により、次のとおり返還を命ずる。

千葉市長



補助金の交付決定額	
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
補助金の交付確定額	
返還すべき金額	
返 還 期 限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 1 1 号

年 月 日

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(あて先)
千葉市長

(申請者)
住所
法人名
代表者職氏名

印

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定を受けた千葉市大規模
修繕時介護ロボット・ICT 導入支援補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税
額については、下記のとおり報告します。

記

1 施設の種類及び名称

2 千葉市補助金等交付規則第 13 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 _____ 円

4 添付書類

3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等